

◎異動届出書は異動日の翌月10日までに提出することが法律で義務づけられています。

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※受付印

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度  
※市処理欄

※退職者の未徴収税額については原則一括徴収するように協力ください。	十和田市長 様 年 月 日提出		所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに異なります	
	給与支払者 特別徴収			担当 当絡者先		所属 氏名 電話	
	フリガナ 氏名 生年月日 昭・平・令 年 月 日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 異動後の住所			(ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法		(内線 )	
	円 円 円			月 月 月 月 年 月 日		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支少額 6. 合併 7. その他 職勤欠亡期散他 不定解の 事由・理由	

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
(新しい勤務先) 特別徴収義務者 指定番号	所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称	法人番号 担当者連絡先 所属 氏名 電話	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		入力 照合
理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	現年度 新年度

3. 普通徴収の場合		左記の普通徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		市 処 理 欄
理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	市 処 理 欄

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使い下さい。